

当社および連結子会社は、東急グループスローガンである「美しい時代へ－東急グループ」を普遍的な価値基準として、「美しい生活環境を創造し、調和ある社会と、一人ひとりの幸せを追求する。」を存在理念として掲げています。私たちは、持続可能な社会の実現に真に貢献していくために、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権が尊重されなければならないことを理解し、その責務を果たす指針として、「人権方針」(以下、本方針)をここに定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

## 1. 人権に対する基本的な考え方

当社および連結子会社は、すべての人々の基本的人権について規定した国連「国際人権章典」(「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」)、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」(※)などの人権に関わる国際行動規範を支持し尊重します。また、国連グローバル・コンパクト(以下、GC)署名企業としてGC10原則を支持し尊重します。

本方針は、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき定め、また、当社および連結子会社がステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たすために、人権尊重の取り組みを約束するものです。

(※) 中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃(人種、宗教、性別、年齢、性的指向、障害、国籍など)」「結社の自由・団体交渉権の承認」の支持・尊重を含みます。

## 2. 適用範囲

本方針は、当社および連結子会社のすべての役員と従業員に適用します。また、当社および連結子会社の事業、製品、サービスに関係するすべての取引先等に対しても、本方針の遵守を求めます。

## 3. 人権尊重の責任

当社および連結子会社は、自らの事業活動において、直接または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを理解しています。私たちは、自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こしている、またはこれを助長していることが明らかになった場合には適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たします。

当社および連結子会社の製品やサービスが取引先等にどのように利用されるかをすべて把握することは出来ませんが、当社および連結子会社は、その製品やサービスが人権侵害に加担するような使用を一切意図していません。そのため取引先等による人権への負の影響が、当社および連結子会社の事業、製品、サービスに関連していることが疑われる場合には、取引先等に対しても適切に対応して参ります。

#### 4. 人権デュー・ディリジェンス

当社および連結子会社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社および連結子会社がステークホルダーに与える人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

#### 5. 対話・協議

当社および連結子会社は、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーとの対話と協議を誠実に行います。

#### 6. 教育・研修

当社および連結子会社は、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員、従業員に対して適切な教育・研修を行うとともに、取引先への理解浸透に努めます。

#### 7. 救済

当社および連結子会社の事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいは取引先等を通じた関与が明らかになった、または関与が疑われる場合には、国際行動規範に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 8. 責任者

当社および連結子会社は、当社の社長が本方針の実行に責任を持つ担当役員を指名し、実施状況を監督します。

#### 9. 情報開示

当社および連結子会社は、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイト等で開示します。

#### 10. 適用法令

当社および連結子会社は、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、取締役社長により署名されています。

2023年6月29日 改定

2022年11月1日 制定

東急株式会社

取締役社長 堀江正博